

第 8 回 碧南市 景色づくり委員会 議事録

- ◆日時：平成 25 年 1 月 11 日（金）
- ◆時間：午後 13 時 25 分から 15 時 45 分まで
- ◆場所：碧南市役所 2 階 会議室 1

番号	役 職	所属団体・職	氏名	分 野
1	委員長	愛知県立芸術大学 デザイン専攻・美術学部 准教授	水津功氏	学識経験 (デザイン)
2	副委員長	名古屋大学院 環境学研究科都市環境学専攻准教授	村山顕人氏	学識経験 (都市計画)
3	委 員	名古屋大学大学院 環境学研究科都市環境学専攻教授	清水裕之氏	学識経験 (建築)
4	委 員	碧南市商店街連盟会長	磯貝忠通氏	商業
5	委 員	あいち中央農業協同組合 営農部 副部長 兼 碧南営農センター長	小笠原勝人氏	農業
6	委 員	(社) 愛知建築士会碧南支部 支部長	杉浦学氏	建築
7	委 員		石川治氏	公募市民
8	委 員		岩間一浩氏	公募市民
9	委 員		小笠原寛氏	公募市民
10	委 員		清澤トキ氏	公募市民
11	委 員		竹原幸子氏	公募市民
12	委 員		鳥居正樹氏	公募市民
13	委 員		藤岡旭氏 (欠席)	公募市民
1	顧 問	愛知県建設部公園緑地課 課長(代理)	堤清氏	関係機関
2	顧 問	愛知県建設部都市計画課 課長(代理)	市石誠氏	関係機関
3		愛知県建設部都市計画課	興語智之氏	関係機関
4	顧 問	愛知県知立建設事務所 総務課 企 画調整監	神戸譲氏	関係機関
(出席者 16 名の内、委員 12 名)				
事務局		建設部 部長	稲垣生夫	
		建設部 都市計画課 課長	小笠原盛明	
		" 主幹	志賀雅樹	
		" 課長補佐	榊原充巳	
		" 課長補佐	亀島弘樹	
		" 担当係長	生田尚人	
		" 担当係長	金田雪雄	
		昭和株式会社	白崎益恵	
			市川暁子	

◆内容：

1. あいさつ

建設部長より開会のあいさつを行った。

あいさつ後、都市計画課長より古久根枝理委員が退会され、岩間一浩委員に委嘱されたことが伝えられた。

2. 議題

(1) 第7回景色づくり委員会が出された主な意見について

事務局より、第7回景色づくり委員会までの経緯を含めて、第7回景色づくり委員会が出された意見の対応として資料1の説明を行った。質疑は特に出されなかった。

(2) 第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に係る届出制度等について

事務局より、政策会議及び建築士会との意見交換会に関する報告を含めて、参考資料2-1及び参考資料2-2について説明を行った。質疑応答は、以下のとおりである。

【質疑応答】

副委員長) 参考資料2-1「景観計画の施行に伴う行為の制限等のまとめ」において、地域相談会の対象となる行為の規模が2段階に分けられている。第2段階に移行するのは約3年後と考えられるが、全域一律を対象としているのか。若しくは景観重点地区のように景観の整備等が急務になっている場所では、早めることも考えられる。

委員長) 地域相談会を実施する目的は、どこを対象にするかよりも、事業者、行政、市民がお互い景色づくりのために必要な情報を共有することである。地域相談会を開催することの課題として、事業者や設計者にとっては手続きや費用等の負担がかかることが考えられる。対応策として、場所を借りて相談会を実施するのではなく、市のホームページに意見を述べることができるページを設けることも可能ではないか。

また、事前協議の前は、設計者は現地調査を行うなど仕込みがあるだろう。その地域に相応しく、趣旨に合った負担の少ない方法があれば良いと考える。

A 委員) チェックシートの提出はそれほど負担ではない。建築面積 250 m²以上を対象となる規模としているが、建築面積 100 m²以上にするなど対象を広げても良いと考える。

課題としては、「良好な景観の形成に関する方針」が「景観形成基準」に結びつかず、配慮を問うことができるだろうか。

チェックシートの署名については「建築主」が行うのが良い。

B 委員) 当初は、建築面積に限らず全てをチェックシート提出の対象としていたが、建築士会より意見が出された。

また、啓発ならパンフレットを配布するだけでも良いと考える。手続きの問題で申請は全国どこでもできるのに、これ 1 枚のためだけに負担がかかりすぎるだろう。小規模の建物もチェックシートの対象に含めると、更に範囲が広がり、負担が増えることが考えられる。

A 委員) 市に直接来なくても、市ホームページにて電子データをやり取りする方法も考えられる。景観計画のパンフレットを読むこととチェックシートに記入することは異なる。

委員長) 負担を減らす工夫は検討すべきであり、目的に合った合理的な方法を模索すべきだろう。対象を広げ過ぎると許可の判断が難しくなる。

副委員長) 市のホームページで様式等を確認することができ、書面が無くてもインターネットを使って提出できれば、市役所に来る必要はないだろう。

C 委員) 普段パソコンを利用しない高齢の大工の方にとっては、インターネットの利用は難しいだろう。先程もご意見があったとおり、対象となる行為の規模を全てにするのか、建築面積を設定するかで対象者が大分変わると考える。

A 委員) 住宅で建築面積 250 m²以上となると限られてしまい、大半の住宅は 250 m²以下である。景色づくりに貢献するならば、きちんと規制をかけるべきである。様々な人が関われるように、行政である程度、複数の方法を準備した方が良いだろう。

通常の住宅は 100 m²ぐらいであり、都市の住宅の規模を考えても 250 m²では 7割がた、住宅は含まれない。それではほとんど意味がないと考える。

C 委員) 小規模のものに規制をかけても意味があるのだろうか。

A 委員) 海外の事例として、住宅の敷地のアスファルトによってかかる税金が変わってくる。環境に対して非常にシビアであり、日本は甘いと感じる。自分たちが景色をどうすべきか考える気付きの機会は重要である。

C 委員) 現実的には難しく、飛躍した意見であるが大切なことである。

D 委員) チェックシートを提出する対象となる規模は、地域相談会とは重複せず、そんなに負担がかかるとは思えない。問題は、署名を行うのは、施主か建築士かを決めないと実行性がないだろう。

B 委員) チェックシートに記入すること自体は、それほど大変ではない。ただ、施主に納得してもらうことに負担がかかるだろう。様々な基準があるなかで対応が難しい。

E 委員) 建築の確認申請を出す場合、建築士など専門家が関わることが多い。当然、パソコンが使えるので高齢者でも出来るはずである。前向きに考えるべきではないか。

B 委員) 住民の方が景観に関して理解し、レベルアップするには、まだまだ時間が必要である。

A 委員) 自動車を買うにも車庫証明が必要であり、そのことを考えると軽い手続きである。

委員長) 間違えるような手続きではなく、責任が発生するものでもない。

E 委員) 碧南市は住宅が多いため、このままでは庭先をコンクリートで固めて

駐車場にする住宅が増えて、将来的には緑が少ないまちになるだろう。景色を守るならば早い段階から取り組まないと年数だけが過ぎていく。また大型店舗だけが一生懸命行うのではなく、小さい住宅のことも考えていただきたい。

委員長) パンフレットや計画を策定しても、見る動機がないとなかなか見ないものである。こうした仕組みがあれば目にして、効果的だろう。また、イギリスでは小さな農機具庫を建てるのに許可が必要である。負担とを感じるならば、軽減の仕方を話し合うべきである。

A 委員) 「配慮すること」よりも「配慮してください」と記述するだけでも大分意識が変わるだろう。

F 委員) チェックシートは理解を深めるツールと考え、市民への啓発には一番効果的である。地域相談会においても意識が高い市民が集まってくるだろう。

委員長) 碧南市の景観計画で定めるのは、最低限のルールとなっている。碧南市の景観計画の特徴は「全員の意識を上げる取組」について組んだことである。今後の実現に向けた議論を行いたい。

G 委員) チェックシートについては、保険に加入するときのチェックシートの感覚で良いと考える。地域相談会は、建築面積 750 m²では規制が強すぎると感じる。チェーン店では外壁などが指定されており、そこに住民の思いを伝えても意見が通るのだろうか。

委員長) 相談会のなかで地域が難色を示しても、最終的に受け入れられるものとそうでないものがあると考え。地域で受け入れられないものは、将来的にルールを設定していくものである。

G 委員) 住民の意見が通ったとしても、将来、問題が発生しないか心配である。チェックシートは実施してほしい。

H 委員) チェックシートは住民の意識啓発のためには良いだろう。

I 顧問) 碧南市以外の景観計画策定にも携わっているが、その他の市では「届出」のみを行っている。市の理念を果たす底上げを行う意味では、地域相談会やチェックシートは有効的であり、京都でもこうした取組を実施している事例を聞いたことがある。

J 顧問) 建築士にとって、行為の制限等の基準を設けることは当たり前であり、無意味に感じるだろう。しかし、無理な依頼をする施主への説得材料になることも考えられる。チェックシートは、手続きなど手間がかかることがあるが実施していただきたい。

地域相談会については、様々な業界がこの地域で商売ができると思って出店を希望しているため、地元住民に受け入れられるならば建物等の色彩を変更することは負担ではないと考える。観光地では、コンビニの看板の色彩を変えて周囲と馴染む事例を見かける。

K 顧問) チェックシートの対象となる行為の規模が 250 m²以上では一般の人が関わらないだろう。また、駐車場の景観形成基準では緑化について書かれているが、実際は樹木の剪定があり維持管理が困難である。意識的に努めている人、配慮に悩む人など様々な人がいるが、文章の書き方を工夫することで、意識を高めることができるだろう。

地域相談会については、公共事業を行う際は地域懇談会などを実施しており、説明の場を設けることは良いことである。但し、内容の規制等を話し合う場合は、どのように伝えるか詳細な検討が必要である。

委員長) 本日は、地域相談会及びチェックシートの詳細については結論を出さず、今後、実現に近づけるように再度検討を行う。

(3) 第6章 景色づくりの推進に向けて

事務局より、資料3について、補足資料「第5次碧南市総合計画」と合わせて説明を行った。質疑応答は以下のとおりである。

【質疑応答】

副委員長) 碧南市景観計画素案の P93「推進体制の構築」及び P100「景色づく

りの展開のイメージ」について、地域相談会の開催、チェックシートの提出、また、行政側では公共施設をどのように景色に配慮するかなど景色づくりを行う上での体制が抜けている。図中に組み込むことが難しければ、他の方法で示すなど検討いただきたい。

もう一点、P102からの「第5次碧南市総合計画の施策名及び指標の対応の整理」について、景観重要樹木の指定件数など景観法において実施できる指標に焦点を当てても良いと考える。また、P113からの「景色づくりロードマップ」における取組の目標を示すことが大切である。

事務局） 様々な組織が関わることを示したく、表の整理を行った。今後検討していきたい。

A 委員） 碧南市景観計画素案の P97「②支援制度 景色づくりに関連する各種支援制度」に示される制度等は、規制の印象が強いと考える。その他の制度として、地域相談会の開催やチェックシートの提出の際にサポートする制度、景色づくりを推進する事業等を取り込んだ方が良いだろう。今後、パイロット事業を指定して、それをサポートするなど戦略的に考えるべきである。また、景色づくり協議会に建築士会の方にも参加していただき、チェックシートのプロモート事業等を推進していただくことも良いと考える。

委員長） P97「②支援制度 景色づくりに関連する各種支援制度」に「空家撤去補助制度事業」が記載されているが、空家は撤去ではなくリノベーションなどの活用する支援が必要と考える。その地域の歴史や物語を引き継ぎ活かす整備を推奨できるような取組を行うべきではないか。

A 委員） 制度、事業等には魅力だけでなく、努力して手に入れるアメとムチのバランスが必要である。

C 委員） 碧南市景観計画素案の P87「●啓発活動 <景色づくり学習>」に積極的に力を入れて、子どもたちに景色を学んでほしい。

委員長） 今後の参考にしたい。

F 委員) 前回の委員会も含め、先生方から様々な景色づくりのお話をお聞きし、本日の委員会では、チェックシートを市民に啓発しながら、それぞれが景色づくりを認識することが大切であることを実感した。長いスパンで景色を考えた時、今後の取組でチェックシートに重点を置くことで、建物1軒1軒の意識が変わり、地域の景色は更に良くなるだろう。

委員長) 碧南市の景色づくりは足元をしっかりと固めて、自分たちのペースでしっかり検討していくことが大切との印象を本日受けた。

3. 連絡事項

事務局より、以下のとおり連絡事項をお伝えした。

- ・次回の委員会は後日改めてお伝えする。

4. 閉会

—以上—